明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（国土交通三九）　二
〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学七六）　四
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件（国土交通五八九）　八
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（同五九〇）　三
○原動機付自転車について製作廃止の届出があった件（同五九一）
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同五九二～六〇九）
○自動車の共通構造部の型式を指定した件（同六一〇）
○自動車の型式についての指定を取り消した件（同六一一～六一七）　三三
○自動車の型式を指定した件（同六一八～六四六）　三六
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同六四七～六五〇）　四〇
○小型特殊自動車の型式を認定した件（同六五一～六五四）
○小型特殊自動車の製作者等の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件（同六五五）
○自動車の装置の型式を指定した件（同六五六～六九〇）　四一
○船舶安全法第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録の更新をした件（同六九一）　四四
○船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録の更新をした件（同六九二）　四八
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録の更新をした件（同六九三）　五〇
○船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件（同六九四）
○船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件（同六九五）　五三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件（同六九六）　五三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件（同六九七）
○船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件（同六九八）　五五
○航路標識に関する件（海上保安庁二六、二七）　五五
○環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定する油性混合物の一部を改正する件（環境一七）　五九
○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（同一八）　六二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六二
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・指定法の付記関係　八三
会社その他
会社決算公告　八四